

別海町議会会議録

第1号(令和8年3月9日)

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 令和8年度行政執行方針 |
| 日程第 7 | | 令和8年度教育行政執行方針 |
| 日程第 8 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 9 | 承認第 2号 | 専決処分した事件の承認について(令和7年度別海町一般会計補正予算(第8号)) |
| 日程第 10 | 議案第 12号 | 令和7年度別海町一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第 11 | 議案第 13号 | 令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 12 | 議案第 14号 | 令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第 13 | 議案第 15号 | 令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 14 | 議案第 16号 | 令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 15 | 議案第 17号 | 令和7年度町立別海病院事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第 16 | 議案第 18号 | 令和7年度別海町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第 17 | 議案第 19号 | 令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算(第3号) |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 令和8年度行政執行方針 |
| 日程第 7 | | 令和8年度教育行政執行方針 |
| 日程第 8 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 9 | 承認第 2号 | 専決処分した事件の承認について(令和7年度別海町一般会計補正予算(第8号)) |

- 日程第10 議案第12号 令和7年度別海町一般会計補正予算（第9号）
 日程第11 議案第13号 令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第12 議案第14号 令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
 日程第13 議案第15号 令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第14 議案第16号 令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第15 議案第17号 令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）
 日程第16 議案第18号 令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）
 日程第17 議案第19号 令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（15名）

1番	市川聖母	2番	吉田和行
4番	伊勢徹	5番	貞宗拓雄
6番	宮越正人	7番	横田保江
8番	田村秀男	9番	小椋哲也
10番	外山浩司	11番	今西和雄
12番	松原政勝	13番	中村忠士
14番	佐藤初雄	副議長	15番 戸田憲悦
議長	16番 西原浩		

○欠席議員（1名）

3番 高橋眞結美

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	浦山吉人
教育長	相澤要	代表監査委員	竹中仁
監査委員	斉藤雅美	選挙管理委員会委員長	永田雅夫
農業委員会会長	信夫重勝	総務部長	伊藤輝幸
総合政策部長	松本博史	経営管理部長	寺尾真太郎
福祉部長	宮本栄一	保健生活部長	小川信明
産業振興部長	小野武史	建設水道部長	外石昭博
病院事務長	三戸俊人	会計管理者	干場富夫
教育部長	干場みゆき	農業委員会事務局長	川畑智明
監査委員事務局長	木戸口誠	総務部次長	竹中利哉
総務部次長	松田勝広	総務部次長	岩口裕昭
総合政策部次長	小村茂	福祉部次長	石戸谷友絵
保健生活部次長	千葉宏	保健生活部次長	谷村将志
産業振興部次長	大坂恒夫	建設水道部次長	新堀光行
教育部次長	福原義人	教育部次長	田畑直樹
教育部次長	角川具哉	情報広報課長	山田哲哉

尾岱沼支所長 門 間 勝 司
介護支援課長 高 橋 勇 樹
生活環境課長 上 田 健 一
農 政 課 長 皆 川 学
病院事務課長 椛 木 直 人
図書館長他 堺 啓

人事財産課長 齋 藤 陽
老人保健施設事務長 渡 辺 久 利
母子健康センター長 根 本 博 美
商工観光課長 堀 込 美 穂
生涯学習課長 立 澤 雅 彦

○議会事務局出席職員

事務局長 入 倉 伸 顕

主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

13番 中 村 忠 士

14番 佐 藤 初 雄

15番 戸 田 憲 悦

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、報道関係者の写真撮影と、パソコンの使用を許可しております。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げます。

また、議場内において、体調管理のために必要な、水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。

ただいまから、令和8年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、3番高橋議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 15番戸田議員。

○15番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） 2月19日及び2月26日に開催いたしました議会運営委員会で、第1回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1回定例会に町側から提出されております案件は、全部で34件であります。

提出されました議案は、令和8年度各会計当初予算が8件、令和7年度各会計補正予算が8件、条例の制定が1件、条例の一部改正が8件、過疎地域持続的発展市町村計画の変更が1件、工事請負契約の締結が1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が1件、町道の路線認定が1件、専決処分した事件の承認が1件、根室町村等公平委員会委員の選任が1件、専決処分の報告が3件であります。

これら、提出案件のうち、令和8年度各会計予算8件、令和7年度各会計補正予算8件、議案第20号を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定しました。

令和8年度各会計予算と令和7年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に、議案第20号別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、福祉文教常任委員会にそれぞれ付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

また、令和8年度各会計予算8件、令和7年度各会計補正予算8件、議案第25号と第26号の2件、報告第4号から第6号までの3件については、関連がありますのでそれぞれ一括議題とすることに決定しました。

なお、専決処分の報告につきましては 報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第1回定例会の会期は、3月9日から3月17日までの9日間とし、初日には行政執行方針、教育行政執行方針と、町長提出議案のうち、先議の申出がありました令和7年度別海町一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分した事件の承認についての内容説明、質疑、討論、採決を行い、その後、令和7年度各会計補正予算8件の内容説明を行います。

散会后、補正予算の審査を行うため休会とし、予算決算審査特別委員会を開催します。

2日目の3月10日には、先議案件の令和7年度各会計補正予算8件の採決を行い、先議以外の町長提出議案である令和8年度各会計予算8件の内容説明と、議案第20号から同意第1号までの14件について、内容説明と質疑を行うこととしました。

3日目の3月11日は、一般質問を行うこととしました。

一般質問終了後から17日までは休会とし、11日の一般質問終了後に、広報小委員会、広聴小委員会、広報・広聴常任委員会を開催します。

12日・13日の2日間は令和8年度各会計予算の審査を行うため予算決算審査特別委員会を開催します。

12日は一般会計の審査、13日は特別会計及び企業会計の審査を行い、会計ごとに討論・採決を行うこととしました。

また、13日の予算決算審査特別委員会終了後、福祉文教常任委員会を開催します。

16日は、総務産業常任委員会及び福祉文教常任委員会をそれぞれ開催します。

最終日の17日は、常任委員会及び特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員定数等調査特別委員会に付託した事件の調査結果に係る最終報告、特別委員会の設置などを行うことに決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、伊勢議員、市川議員の4名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策論議となるよう、町民にわかりやすい、簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

最後に反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか、職員が、議長の許可により議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論

のポイントを町民の皆様には解りやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位にはその趣旨を十分御理解頂きますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間をしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。
町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。
本日、令和8年第1回の町議会定例会を招集させていただきました。
議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、御出席を賜りましたことを感謝申し上げます。

それでは初めに行政報告を申し上げます。

まず、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税の仲介サイトであります楽天市場、これにおける1年間の実績、うちの町の実績が大きく評価されまして、1月29日に開催されました、「楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー」、これは楽天のふるさと納税そのほかの楽天に参加している、いろんな商品の販売、それら何百社もあるらしいんですけども、それらの年間の売上げ、それから消費者の評価等によって、トップ・オブ・ザ・イヤー、各商品別に全国一を表彰される制度なんですけれども、うちの町は、ふるさと納税部門というところで、2年連続、トップ納税大賞を受賞いたしました。このときにふるさと納税関係で呼ばれた自治体は、泉佐野市、白糠町、そして別海町の三つでした。

この三つの中で発表されるまでどこが大賞かは公表されていないので、私も2年連続もらえるとは思っていませんでした。ところが、うちがそういう消費者の方々の評価、売上額だけではなくて、利用者の評価等を総合的な点数制度にして評価されて、それが別海町は2年連続トップだったということで、大変名誉な賞を頂きました。

二階のふるさと納税の担当部署のカウンターには、そのとき頂きました盾と、それから、シャンパンを頂いたんですけど、これ2年連続2本ありますので、いつも飲みたいなと思ってるんですけど、なかなか職員が開けさせてくれないので、飲めないんですけど

も、大変うれしい思いです。

そして次に、2年連続楽天から大賞を頂いたということは本当にふるさと納税の返礼品等について、御協力をいただいている各事業者の皆様方に、心から感謝を申し上げますとともに、うちの職員、そしてまた、ポータルサイトを運営している会社から、うちの職場に手伝いに来てくれてる職員等は、本当に土日なく、夜も一生懸命業務を遂行していただいて、これだけの数がありますのでクレームもいっぱい来ますけれども、そういうところもしっかりと対応したからこそ、こうやって毎年、ふるさと納税が伸びているということにつながっているということで、この場をお借りして、職員、関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

できるだけ制度が変わらないうちに、しっかりとうちの財政のためにも、もう少し、ふるさと納税をためていきたいと、そう考えております。

それでは、次に冬季ミラノ・コルティナオリンピックについてでございます。

オリンピックでは本町出身の新濱立也氏、それから森重航氏、そして野々村太陽氏、この3選手が、日本代表として、晴れの大会で堂々とした滑りを披露していただきました。

3選手ともに、今シーズンの転戦がさらに続いておりまして、3月5日から8日まで、オランダで開催されている世界スピードスケート選手権大会、これに出場しております。

これからも、地元から引き続き、この3選手の皆さん方を中心としたスピードスケート人の皆さん方に、本町としても熱い声援を送りたいと考えております。

次に産業の動向についてです。

初めに、酪農畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量、これは昨年1月から12月末までで、対前年比99.5%、数量で48万7,000トンでございます。

生産額で申し上げますと、対前年比で100%、592億9,000万円となりまして、これはいずれも、パーセントでお分かりのとおり、前年並みとなっております。

ただ、1番多かった農業生産額、660億のときから比べると大分落ちてるということで、リッター当たりの単価が上がってるのに、町内の生産額が落ちてるといのはやはり生産量の問題もあるし、それと牛の価格が下がってるというようなこともあるということ、ここら辺はこれからの課題でもあるというふうに捉えております。

今申し上げましたけど乳価につきましては生産コストの高止まりで酪農経営が厳しい状況にある中で、酪農家の所得改善を図るために、2年連続でこれ引き上げられました。今1キロ当たり過去最高の123円となっております。

また令和8年度の北海道生乳生産目標数量が404万トンということに設定されておりまして、令和7年度当初目標の403万8,000トンから、本当に僅かですけれども、増産目標とされました。

ところが、乳価上昇の消費者価格への転嫁により、需要が低迷するリスクも出てくるのではないかとということで、今後とも乳製品の消費動向、また生産の調整等についても注視する必要があると考えております。

できるだけ、生産者の生産調整は行わないような方式を求めたいと思っておりますし、町としても、ここら辺は支援していきたいと考えております。

次に生乳生産農家の戸数でございますけれども、本年2月1日現在で、27戸離農しまして、現在、524戸となっております。

離農の主な内訳としましては、まず後継者不足が11戸、経営者の病気等による離農が7戸、そして将来不安や経営の不振が6戸となっております。

足りない分は、理由がちょっと不明であるということでございます。

次に、水産業の状況についてでございます。

昨年1月から12月末までの水産状況でございますけれども、漁獲量は対前年比、112%、数量は2万1,967トンでございます。

金額はこれは大変よろしくて、対前年比168%、額で138億8,178万円となりました。

魚種別では秋サケが前年比82%減、逆に言いますと、18%しか取れてないということございまして、大変大幅な不漁となった一方で、ホタテは、前年比122%の水揚げ数量を記録しまして、また魚価高も相まって、金額では、123億円と大幅に増加しております。

また昨年12月から操業を開始したホタテ漁でございますけれども、今期は5月末までの漁期を予定しております。

なお、本年1月末時点では、しけの影響も少なく、コマイ、ホッキ、ホタテ等が、昨年同期の水揚げを上回る順調な滑り出しを見せています。

今後も市場の価格動向に懸念がありますので、状況を注視していかなきゃならないと考えております。

次に、商工業と観光についてでございます。

まず、1月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況でございますけれども、町内建設業者の受注機会確保を目的としました地域貢献中小企業支援事業、これは152件ございまして、これ前年よりも104件の、大変大幅な増加となっております。

この増加の要因としましては、補助金額の拡充と、それから国の支援制度との併用によりまして、改修等における自己負担が軽減されたことが主な要因であると考えております。

また、開業支援・経営拡大助成等を目的としました起業家支援事業、起業の起は起こすの起でございます。起業家支援事業は12件で、昨年より5件増加しまして、商店街活性化を目的とした、にぎわい商店街創造事業、これも9件で、これは前年よりも1件増加しております。

全体に少しずつ、町内の商工業の活性化のために、町が売ってる施策が浸透して、効果が出てきているのかなと、そんな思いでございます。

次に観光面でございます。

観光面では、1月末現在の観光客入込数が35万7,000人となりまして、対前年比114.1%と、これも順調な伸びを示しております。

これは2年ぶりに開催しました、えびまつりをはじめとします各観光施設の入込数増加が要因であると考えられております。

次に、冬期間における新たな取組として、複数のイベントが実施されました。

まず、2月7日から11日まで別海町農村広場において、「BETSUKAI SNO W&GLOW2026」、これが開催されまして、イルミネーションやドローンによる幻想的な演出で、多くの来場者に楽しんでいただきました。

また2月8日には、二つのイベントが同時開催されております。

別海町交流館ぷらとの前では、商工会青年部主催によります「別海ウィンターマル

シェ」、これが開催され、地域特産物を使った多彩なグルメが提供されております。

また尾岱沼地区では、「第4回別海アイスマラソン」も開催されまして、道内外から202名という大変多くのランナーが参加されました。

これらの冬期イベントが地域に定着し、冬期間の誘客促進、それから町全体のにぎわい創出につながることを期待しているところでございます。

特にアイスマラソンは、最初、参加者があるのかなという思いで、疑問に思ってたこともありましたが、年を重ねるごとに倍々と参加者が増えてきてまして、これはもう少し、うまく宣伝したら、もっと参加者が増えてくるのかなと、そういうような、未来の明るい材料の一つだというふうに考えております。

次に除雪の状況でございます。

今シーズンは昨年の12月から昨日までで延べ61日間、除雪作業を行っております。

このうち、全車出動となった日が4日間ありまして、その他にも一部民有車を20日間出動させております。

この実績によりまして、除雪委託料は、2月28日時点となりますけれども、1億4,100万円前後の支出となる見込みでして、予算残額は2,400万円となっている状況でございます。

これも、土曜日の除雪費が含まれておりませんので、そういうのを考えますと彼岸荒れが来た場合には、足りなくなる可能性が高いということで、今回補正予算を計上しております。

最後に、令和8年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてでございます。

1月23日に、防衛省から訓練計画を公表されました。

矢臼別演習場での訓練は、令和8年10月から12月までの予定となっておりますが、具体的な日程等については、今後、日米間において調整が行われ、決定されることとなりますので、情報が入り次第、内容について町民の皆様方に報告をさせていただきたいと考えております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

今後の定例会の御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎日程第6 令和8年度行政執行方針

○議長（西原 浩君） 日程第6 令和8年度行政執行方針について説明があります。

町長。

○町長（曾根興三君）

それでは、令和8年度の行政執行方針について申し上げます。

まず、今年、私が町政運営を託されるようになりましてから、3期目の折り返しの年となります。

これからも町民の皆様とともに知恵を出し合い、対話を大切にしながら、未来を支える政策の3本柱であります「次世代への投資」、「老後の安心」、「経済活性化」、この実現に向け、全力で取り組む決意を新たにしているところでございます。

そのため、次の4点を重点課題として、行政執行に取り組みます。

まず1点目は、健全財政の確立についてです。

日々、多様化かつ深化する住民サービス、これを継続していくために、持続的な財政基

盤の確立及び財政の見える化に努めてまいります。

また、財源の確保は1番大切なことでございます。

次に2点目は、人口減に対する施策、特に子育て世代への支援でございます。

未来のまちづくりを支える次世代への投資や、子育て支援を強化するとともに、積極的な移住人材の確保に努めてまいります。

3点目は、高齢者、社会的弱者支援としての福祉施設事業者、これの対策でございます。

これからの超高齢化社会に対応し、介護サービスを継続して提供できる体制の維持や、それから交通手段の確保に努めてまいります。

4点目は、経済活性化に向けた企業誘致、新規事業者参入・事業拡大等を考えている方々への支援でございます。

一次産業だけではなく、二次、三次産業を併せ持ったまちづくりを進めるため、企業誘致、新規事業者の参入及び既存事業者の事業拡大に取り組み、本町の経済を支える基盤の強化に努めてまいります。

令和8年度は、これらの重点課題に対する施策を具現化し、新たなふるさとづくりの第1歩を踏み出す1年にしてまいります。

それでは第7次別海町総合計画に掲げる六つの基本目標に沿って、令和8年度の主要な施策について申し上げます。

まず地域資源を生かした産業のまちづくりについてでございます。

農業の振興については、外国産の飼料に頼ることなく、本町の広大な土地資源を活用し、自給飼料を基盤とした酪農経営の振興を図ります。

そのため、飼料生産基盤の整備を促進し、飼料の品質向上と自給率の向上に取り組みます。

また、農業担い手確保と後継者対策については、町や農協などの関係機関が緊密に連携をし、別海町担い手支援協議会や産業後継者対策相談所、これらが中心となりまして取り組むとともに、新規就農者及び後継者への支援事業を効果的に実施し、本町農業の持続的な発展を図ってまいります。

水産業の振興については、別海町漁業・漁村振興計画、これに基づき、本町水産業の将来を築くため、ホタテや秋サケなどの海の資源を守り、増やしていくための取組を支援するとともに、新たな取組として、サケ類の養殖実証試験を漁業者や、漁業協同組合、関係機関と連携して進めてまいります。

さらに、水産物の付加価値を高めるために、水産加工業への支援を強化し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、長年の課題であります水産加工で生じる残渣の処理と再資源化について、新たな処理体制の構築に向けて、継続的に取り組んでまいります。

林業の振興については、森林の持つ多面的機能を発揮させるために、造林、それから間伐、野鼠駆除などによる森林保全をしっかりと行ってまいります。

また、森林環境譲与税を活用した河畔林整備、地域材の利用促進や普及・啓発など、適切な森林整備と、その促進につながる取組を計画的にかつ効果的に進めてまいります。

さらに、植樹祭や実のなる木植栽事業など、町民の皆様が森林と身近に接する機会を確保し、森林づくりの大切さや木と親しむ心を育んでいただける取組を推進してまいります。

観光の振興につきましては、本町を訪れる人や本町に関心を持つ人の増加とそれから地域の活性化に向けて、観光施設の整備・充実を図るとともに、観光資源の発掘・磨き上げに積極的に取り組み、より魅力的な観光地づくり、これを進めてまいります。

ふるさと交流会については、地域振興を図る観光・交流の拠点としてだけでなく、町民の福祉向上を重要課題として、再整備に取り組みます。

商工業の振興については、少子超高齢化社会の進行により、町内事業所の人手不足が深刻化しております。

このため、人材確保に関する事業を推進し、働き手の確保に努めてまいります。

また、就職奨励金の支給や奨学金返還への支援等により、進学や就職で町外に出た若い世代の地元回帰を促進し、町外での就業促進、これを図ってまいります。

これも他の町にはない、新たな施策だというふうに考えております。

さらに、新たな事業を始める方への支援や、町の融資制度をはじめとした中小企業振興策を推進し、別海町に根づいた事業の創出を図るとともに、町内事業者の皆様が将来にわたって安心して事業を継続できるよう、経営基盤の強化や人材育成を推進してまいります。

続いて、人と自然が調和するまちづくりについてでございます。

本町は、令和5年3月にゼロカーボンシティを宣言しておりまして、カーボンニュートラル達成のため、あらゆる角度から検証ができるように、事業者及び関係団体のほか、学識経験者等と連携を図りながら、脱炭素社会の構築と環境保全の推進に取り組んでまいります。

ごみ処理については、さらなる減量化や再資源化に向け、分かりやすい分別の啓発に組み込み、持続可能な循環型社会の形成を推進していくとともに、設備の更新時期が近づきつつあります広域ごみ処理施設、これは根室北部廃棄物処理広域連合で、このたび作成いたしました長寿命化計画、これに基づきまして、施設改修に向けてしっかり取り組んでまいります。

続いて共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまちについてでございます。

全ての町民が健康で心豊かに生き生きとした人生が送れるように、健康づくりに係る各種計画に基づき、各種健康診断の受診勧奨や、保健師によるきめ細やかな保健指導を積極的に進め、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを促進し、生涯にわたる保健事業の充実を図ります。

また、国民健康保険の特定健診については、健診料を無料化しまして、さらなる受診率の向上に取り組み、病気の早期発見に努めてまいります。

こども家庭センターでは、関係部署と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図り、妊産婦及び子供とその保護者の健康保持及び増進と併せまして、子育てに不安や悩みを抱えている家庭への相談業務等を推進してまいります。

自殺対策につきましては、引き続き札幌医科大学の協力を得ながら、ゲートキーパー研修をはじめとする研修会を各地域や団体で開催するとともに、メンタルヘルス啓発活動を強化し、誰も自殺に追い込まれることのない別海町を目指してまいります。

町立別海病院については、コロナ禍以降の患者数の減少と、常勤医師の退職等によりまして、医業収益が減少しまして、一般会計から多額の補助金、負担金の繰入れを受けている状況でありまして、引き続き医療体制の充実とともに、医療収益の確保を図り、経営の健全化に努めてまいります。

また、今後においても、町内唯一の病院として、機能の充実と業務内容の改善に努め、経営の健全化を図るとともに、町立別海病院の存続と支援について引き続き関係機関にしっかりと訴えてまいります。

ドクター不足は、これは全国的な傾向でありまして、7年もしっかりとドクターの確保のためには動いてきたんですけれども、なかなか思ったように確保ができなかったと。

ただ、診療所に2人来てくれたということは大変ありがたいことで、これらの体制も今後の町立病院の経営にしっかり関わっていただくような、今、取組方を考えております。

高齢者や障害のある方の健康増進と社会参加を促進するために、福祉牛乳の支給や、福祉入浴券、バス・ハイヤー共通利用券の給付などの事業を継続して実施してまいります。

子育て支援につきましては、次代を担う子供たちが心身ともに健やかに育つように、安心して子供を産み、子育てできる環境の充実を図るために、子ども・子育て支援事業計画など子供に関わる各種計画に基づく取組を進めてまいります。

また、妊産婦健康診査に係る交通費や、それから宿泊費を助成する妊産婦安心出産支援事業や、子供の誕生を町全体で祝福する出産祝金贈呈事業、18歳までの子ども医療費助成事業について、継続して実施し、子育て世帯の精神的また経済的な負担軽減を図ってまいります。

障がい者計画の基本理念でもあります、「障がいのある人もない人も一人ひとりが輝く共生のまち」、これの実現を目指し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、これに基づく各種サービスの提供体制の確保や、発達過程に心配のある児童に係る家庭の精神的・経済的負担軽減を図るとともに、早期療育支援、これの充実に努めてまいります。

高齢者支援策については、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、これに基づきまして、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、医療と介護の連携強化を図るとともに、認知症支援対策の充実や、生活支援対策の整備など、各種施策を引き続き総合的、計画的に推進してまいります。

介護サービス事業所の介護従事者不足の解消を図るために、初任者研修の継続開催や、介護職員確保対策事業による人材の育成、確保及び定着を目的としました取組への支援を引き続き行くとともに、町内の介護サービス事業者で構成しております介護サービス事業者連絡協議会、これとしっかり連携をし、各事業所における課題の共有を図り、継続的な介護事業の運営や人材確保等、課題解決に努めてまいります。

高齢者施設については、日常生活や機能訓練、看護、介護サービスを継続して提供できる体制の維持に努めるとともに、超高齢化社会に対応すべく、施設の長寿命化を図ります。

今、介護事業者の方々は、施設も老朽化してきたり、それから、人件費等の高騰によりまして、経営的には大変厳しい状況にありますので、ここら辺はしっかりと支援していきたいと考えております。

国民健康保険は、法改正及び北海道国民健康保険運営方針に基づきまして、令和12年度の全道統一保険料、これに向けて、今後も必要な改正を進めます。

これは、今まで別海町は安い国民健康保険料で、運営できていたんですけれども、今度は全道統一通単価ということになりますと、かなり値上がりになってくると思いますけれども、これは全道統一ということの趣旨、意義について御理解を頂きたいと考えております。

続いて生涯を通じて人と文化を育む学びのまち、これについてでございます。

本基本目標の教育行政に係る具体的な方針につきましては、この後教育長からの教育行政執行方針で詳しく申し上げますので、ここでは子供たちに関する総括的な方針について申し上げます。

次代を担う子供たちの健全育成において、社会教育と学校教育がしっかり連携をし、ふるさとキャリア教育に関する取組を継続・発展させ、地域との関わりを通じて、郷土愛や、自己有用感、社会性を育む人材育成を推進するとともに、別海高等学校への各種支援事業を継続してまいります。

続いて安全に、安心して住み続けられるまちについてでございます。

高齢化の進行によりまして、喫緊の課題となっております町民の移動手段の確保について、誰もが安心して利用でき、将来にわたって持続可能な交通ネットワークを構築するために、地域公共交通計画、これの策定を全庁を上げて推し進めます。

この地域公共交通計画でございますけれども、今、隣の根室市でも、取り組んでいるような施策もありますので、私どももいろいろ先進地を視察しております。

ただうちの町のように、面積が非常に広大であって、限られたエリアでの交通体系と、13万ヘクタールを超すうちの町での交通体系というのは非常に取組が難しいですけれども、先日の議会で9年度というような話をしておりましたけれども、担当から答弁もありますけれども私は、できるだけ早く取り組むべきだということで、もう8年度の予算が始まり次第、すぐに取り組んでなるべく早く実現したいと考えております。

また、公営住宅についてでございますけれども、これは長寿命化計画に基づく改修工事を進め、居住環境の質の向上と、それから延命化に取り組みます。

また、既存住宅の耐震改修費用等の一部を補助しまして、耐震化を支援するとともに、空き家の利活用や、除却の補助により、地域住民の生活環境の保全に努めてまいります。

公営住宅は今空き家もあります。

ただこれが地域に偏在してる、偏ってる地域もあるというようなことで、そこら辺の需要と供給のバランスを考えていかなきゃならん課題になっているというふうに捉えております。

また、利用の条件ですけれども、できるだけ条件は緩和して、多くの方々に利用してもらえる体制をとっていくことも大切であるというふうに考えております。

次、道路・交通網の整備についてでございます。

町道の舗装化を継続的に推進するとともに、老朽化した橋梁や道路施設の計画的な改修を進め、安心・安全な交通基盤の構築に努めます。

道路は今、橋梁点検を行っておりますけれども、既に昭和50年前後から造成をされていた道路が50年たっておりますので、やはりこれの老朽化に対応して、しっかり検査をしていかなきゃならんということは、私もその道の専門家としては非常に考えておりますので、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

道路だけではなくて次に申し上げますけど、上水道及び下水道、これについては、水道事業ビジョンや、ストックマネジメントなどの各計画に基づきまして、施設の長寿命化や自然災害への対応を図り、安全・安心な水の供給と処理に努めるとともに、健全経営に向けて取組を進めます。

水も、昭和50年代の新酪農村建設事業で、うちの水道が大きく整備されましたけれども、それも50年をたつて、経年劣化が進んでいるというようなことを、しっかり認識してこれからの改修計画、整備計画を進めていかんということを考えております。

下水道も、特に、テレビ放映されたような大きな管はうちは埋設されていないので、あそこまで大きな事故にはならないかもしれませんが、部分部分での断ですとか、それから破壊、破損というようなことも起こりうる可能性がありますので、そこら辺もすっかり今調査をしている最中でございます。

次に、本町ではマイナンバーカード、マイナンバーカードについてでございますけど、これを活用して申請者への記入を不要とする書かない窓口を推進しております、これまでの住民票と、それから印鑑証明書の交付にも加えて、J Aに関する証明書について、新たにサービスを開始し始めます。

また町ホームページをリニューアルするとともに、ホームページと公式LINEアカウントに、AIチャットボットを連携させまして各種の問合せにAIが分かりやすく回答するサービスを開始し、従来の対面・電話対応に加えて、デジタル化したAI機能を充実させることによって、多様な住民ニーズに対応できる環境を実現します。

防災対策についてでございますけれども、本町で、甚大な被害が想定されております日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、これに備えて、災害備蓄品の整備や、更新を進めております。

また、災害時の被害を最小化するために、自主防災組織等と連携しまして、時代のニーズに合わせた防災訓練を実施するなど、引き続き防災・減災対策の強化を図ります。

まず、減災は、自助、共助、公助、この三つが大切ですので、まずはその自助の部分をしっかり固めていかなきゃならんと考えております。

公助は、最終的な手段ですので、その前に至る前に、被害が防げればと、そんなふうを考えております。

SNSを悪用するなど、日々多様化する詐欺被害について、最新の情報発信と注意喚起を展開するとともに、速やかに問題解決ができるよう、相談体制を充実させ、引き続き町民の消費生活における安全と安心の確保に努めてまいります。

町民の方々は町の行政がどんなことやってるかというのはなかなか分かりづらいことや、どこに相談したらいいのか分からないというような意見も私のところにも度々来てまいりますので、できるだけ町民の方々が疑問に思ったときにはすぐ役場に相談できると、そういった体制を、町民の方々に分かりやすく説明していくことが必要であるというふうに私は考えております。

最後に、参画と協働で共につくるまちづくりについてでございます。

戦後80年を経過した現在も、北方領土問題は未解決のままであり、元島民の高齢化も深刻化する中、返還運動の継承が重要となっております。

今後も関係団体と連携しながら、北方参参などの交流等の事業再開を望みながら、返還要求運動の推進に取り組むとともに、日本全体で、政府の外交交渉を後押しすることが重要であると考えておりまして、国や道及び関係団体に継続して要望してまいります。

ふるさと納税は堅調に推移しており、その財源を活用し、将来を見据えた投資や安定的な財政基盤の確立に向けて取り組む一方で、物価高騰などの影響は、日常的な行政運営に係る経費の増加にもつながっております。

基幹収入であります町税の伸びを見込めない状況の中、新たに策定した財政運営計画、これに基づき、持続可能性を重視した適切な財政運営に取り組んでまいります。

ふるさと納税については、ルールが厳格化され、難しい運用が続いておりますけれども、寄附者の期待に応えて、使い道の情報を発信し、特産品の認知度を高め、国民から応

援される自治体を目指してまいります。

また、行政事務の効率化と、高度化を図るためのAIの活用を積極的に推進すべく、地域活性化起業人の派遣を受けまして、民間の知見を取り入れながら調査研究を進めるとともに、電子入札や電子契約の導入、導入に取り組んでまいります。

人口減少対策につきましては、地域おこし協力隊、地域活性化起業人などの採用、別海パイロットスピリッツの伴走支援により、積極的に移住人材を確保するとともに、住環境の確保、また、女性活躍社会の構築、デジタル地域通貨の普及などによる総合的かつ機動的な対策に取り組めます。

令和11年度から始まります第8次の別海町総合計画の策定に向けて、廃校等遊休財産が所在する拠点の再生、それから市街地活性化、グランドデザインについて、その下絵を描きます。

同時に、住民参加と情報共有による自治の推進により、地域の声を反映した地域再生のストーリーをつくります。

特にこの市街については、早急につくっていかねばならないと考えております。

結びとなります。

以上令和8年度町政運営を進めるに当たっての私の所信の一端を述べさせていただきました。

これからも、大きく転換する社会情勢を的確に捉え、しっかりとした政策を展開し、町民の皆様の目に、50年先の別海町が映る行政、これを目指してまいります。

また、持続可能な自治体経営の推進に向けて、好調なふるさと応援寄附金により積立てた基金や過疎対策事業債などを有効に活用しながら、魅力あるまちづくりに積極的に取り組むとともに、財政の健全化にも並行して進めてまいります。

今後においても、次世代を担う子供たちが希望を持ち、各世代の町民の皆様が愛着を感じ、笑顔があふれる別海町を目指し、未来につながるまちづくりを引き続き先頭に立って進める所存でございます。

本町は明治12年7月の別海外四カ村戸長役場設置から、令和10年で、開基150年を迎えます。

これまでの町の歴史的な歩みを振り返り、歴史資料を後世に継承することで、町民の地域に対する理解を深め、郷土愛を一層育み、魅力あるまちづくりに寄与することを目的として、町史の刊行など、町開基150周年記念事業の準備を進めてまいります。

以上で令和8年度の行政執行方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 令和8年度教育行政執行方針

○議長（西原 浩君） 日程第7 令和8年度教育行政執行方針について説明があります。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） 令和8年第1回定例会の開会にあたり、別海町教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

少子高齢化や国際情勢の不安定化、AIなどデジタル技術の進展により社会の不確実性がこれまでになく高まっています。このような社会の中にあっては、子どもから大人までが生涯にわたり主体的に学び続ける力の重要性が増しています。

教育委員会は、多様な個人の幸せと地域全体の豊かさを実現するため、「学びの木」を拠り所として、社会教育と学校教育が連携した教育行政を推進します。

続いて、教育行政に臨む基本姿勢である「学びの木を軸としたウェルビーイングの向上」について申し上げます。

ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあること」であり、今だけでなく将来にわたる幸せを意味し、また、個人のみならず、地域や社会が持続的に良い状態にあることを含んでいます。

教育委員会では、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の役割を担う社会教育と、「生きる力」を育む学校教育が連携して「学びの木」の実現を図り、「郷土愛を礎に主体的に生きる別海町民」、「協働してふるさとの未来を創る別海町民」を目指しています。

大人は、「地域の子どもは地域が育てる」という意識を持ち、子どもたちに人生観や勤労観、知恵、技術、開拓の労苦などを伝え、子供たちは、ふるさと別海を愛する心を基盤にしながら、自分の未来とふるさとの未来の在り方を考える力を身に付けられるように「ふるさとキャリア教育」を推進します。

次に、第7次別海町総合計画をもとに、重点的に取り組む施策を申し上げます。

1点目は、生涯にわたり学ぶ社会教育の推進についてです。

全ての町民が、生きがいを持って暮らせる社会を実現するために、各社会教育施設を拠点とした町民主体の活力ある地域コミュニティづくりを通し、生涯にわたり学ぶことができる環境づくり・学びのきっかけづくりを進めます。

そのために、「学びの木」を生涯学習のよりどころとし、令和7年度に28年ぶりに改訂した「学びの木」の活用の手引を踏まえながら、乳幼児から高齢者まで一人一人が自分らしく生きるための学びや育ちにつながるよう、生涯教育研究所において調査研究を進めます。

さらに、これまで各公民館で実施している「青少年事業」や「寿大学」、「各種講座」などを継続するとともに、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の3つの社会教育の効果を生み出せるよう、関係機関等との幅広い連携により、すべての人々が参画できる共生社会の実現に向けた学習プログラムの充実を図ります。

また、人生100年時代を豊かに生きるため、「学びの木」を礎に、町民一人一人の関心やライフステージに応じた学びの機会を通じて、自己の達成感や充実感を感じられるよう、施策を進めていきます。

図書館では、乳幼児期から本に親しむための「ブックスタート事業」や「小さい子のおはなしの時間」、「赤ちゃんタイム」など、親子で利用しやすい読書環境の整備を図ります。また、読書バリアフリーの視点から、誰もが文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、LLブックや大活字本、布絵本などの資料を配置するとともに、「高齢者等図書宅配サービス」の継続など、利用者ニーズの多様化に対応します。

学校との連携については、子供たちの学びを支えるための「団体貸出し」や「わくわく読書会」などを引き続き実施します。

「移動図書館車」と「上西春別地域開放型図書室」の充実に努めるとともに、読み聞かせボランティアなどと協働して、交流会や図書館カフェを実施し、読書を通じた地域コミュニティづくりと町民が集い学べる主体的な読書環境の充実を図ります。

さらに、郷土についてより深く知るための地域資料を積極的に収集するとともに、後世に良好な状態で保存するために資料のデジタル化を進めます。

2点目は、生きる力を育む学校教育の充実についてです。

子供たちが、地域への誇りと愛着を持ち、社会で自立し、自分らしい生き方を実現できるよう「ふるさとキャリア教育」を充実させます。各地区のコミュニティ・スクールとの連携を図りながら、別海町への愛着をもとに、将来にわたって地域を支える人材になるよう、地域社会が抱える課題解決に貢献できる人を育みます。

今日、我が国はAIなどのデジタル技術の革新、グローバル化の進展、人口減少社会の到来など、これまでに経験したことのない時代を迎えています。このような変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得はもとより、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、そして主体的に学習に取り組む態度を身に付けることが不可欠です。子供たちが将来に夢と希望を持ち、変化の激しい社会をたくましく「生きる力」を育みます。

また、子供一人一人の可能性を最大限に引き出し、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むことを目的に「小中一貫教育」を推進します。

義務教育9年間の学びの連続性を確保し、児童生徒の発達段階に応じた支援を行えるよう、地域の実情に応じた学校の在り方について検討を続けていきます。各学校区においては、教育目標や目指す子供像を共有するとともに、異校種の児童生徒間での交流授業や合同行事を通し、中学校への不安を解消しながら、良好な人間関係が構築できるよう教育活動を展開します。

保育園や幼稚園の5歳児から小学校1年生への「架け橋期」のカリキュラムは、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、子供たちの生涯にわたる学びや生活基盤を育むため、更なる充実を図ります。

また、別海高等学校との連携を更に強化し、本町で学ぶ全ての子供たちの「学びの連続性」を確かなものにしていきます。

支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、特別支援教育支援員を増員し、通級指導教室の充実を図りながら、全ての児童生徒が等しく学び、成長する機会を提供します。

また、将来的に自立して社会に参加できるよう特別支援サポートソフトを活用し、一人一人の教育的ニーズを的確に把握しながら、得意なことを伸ばし、生活や学習で困っていることを克服できるように適切な支援を行うなど、特別支援教育の充実を図ります。

学校は、児童生徒と日常的に接する場であることから、登校状況や生活態度の些細な変化に気づくことにより、虐待やヤングケアラーを早期発見するなど、重要な役割を担っています。そのような事象が疑われる際は、スクールソーシャルワーカーやこども家庭センターなどの関係機関と連携を図り支援体制を整えます。

いじめは絶対に許されない行為ですが、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

また、「別海町子どもいじめ防止に関する基本方針」に基づき、全ての児童生徒が安心して生活ができるよう、いじめ防止等の対策に取り組みます。

不登校の児童生徒の状態に応じて、「ふれあいる一む」や「ふれあいる一むサテライト」の活用を促すとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふれあいる一む指導員が家庭や学校と連携しながら、不登校児童生徒への多様な支援を継続します。

子供たち一人一人が「生きる力」を身に付け、ウェルビーイングを実感できる授業づくりを進めます。「教師が教える授業」から「子供たちが学び合う授業」への授業改革を継続し、子供たちが、自己調整をしながら主体的に学ぶ力を育みます。

さらに、「学びの土台づくり」として、「別海町ビブリオバトル」を核とした読書活動を推進するとともに、「別海町新聞の日」には、児童生徒一人一人に新聞を配付するなど、新聞や新聞を素材としたデジタル教材を積極的に活用し、読解力を中心とした子供たちの資質・能力を高める取組を継続します。

老朽化が進む別海中央小学校及び別海中央中学校の現状に加え、中学校進学時の環境の変化を和らげたり、教員同士の連携強化や学校における異学年交流などを行ったりすることにより、子供たちによりよい学びの場の提供が期待される小中一貫教育を町としてより一層推進するため、中央地区における校舎一体型の義務教育学校設立に向けた準備を、児童・生徒、教職員、保護者や地域の方からの幅広い意見を伺いながら進めます。

学校給食センターでは、子育て支援として、小中学校の児童生徒の給食費を無償としています。別海町や北海道産の農水産物の使用に努め、郷土の食材や食文化への関心が高まるよう継続して食育に取り組みます。

また、安全で安心なおいしい給食の提供を継続しつつ、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応やフードロス削減に向けた献立の工夫にも配慮します。

子供たちに対して効果的な教育活動を行うためには、学校における教職員の働き方改革が必要です。教職員のウェルビーイングを重視することは、教職員自らの授業力を高めるとともに日々の生活の質を向上させることができ、子供たちによりよい学びを提供することにつながります。

学校閉庁日の拡充や長期休業期間中における在宅勤務などの取組を継続して実施するほか、校務DXを更に推進することで働き方改革をより一層進めるとともに、ICT教育などの研修機会の充実を図ります。

また、部活動の地域展開については、先行して実施している部活動の状況を確認・検証するとともに、他の部活動への拡充に向けて、調査・協議を進めます。

地域を担う若者の育成においては、別海高等学校の普通科及び酪農経営科の生徒の確保を目的とした各種支援事業を継続するとともに、寄宿施設については、施設の今後の在り方について検討を進め、地域に根ざした高等学校教育の支援を行います。

3点目は、郷土愛と社会性を育む青少年の健全育成についてです。

本町の次世代の担い手となる青少年に豊かな社会性とふるさと別海への郷土愛を育むため、時代にあった施策を推進します。

ふるさと教育では、学校や地域と連携し、社会教育施設や地域人材等を活用しながら、郷土愛を育むための教育の充実に努めます。

青少年の健全育成においては、ジュニア・ハローワークをはじめとする「ふるさとキャリア教育」に関する取組を発展させ、地域との関わりを通して郷土愛や自己有用感、社会

性を育む人材育成を推進します。

また、発達段階に応じた情報リテラシーの育成を目的として、子供やその家族が、主体的にメディアとの付き合い方を考える機会となるよう、町独自の「メディアコントロール」に関わる取組を進めます。

さらに、友好都市交流事業をはじめとした体験的な活動や、青少年が安心して集い、主体的に過ごすことのできる居場所づくりを進め、仲間や地域との関わりを通じて社会性を育む人材育成を推進します。

4点目は、地域に根ざし個性あふれる地域の芸術文化の振興についてです。

地域における芸術文化の振興は、別海町文化連盟をはじめとした各団体と連携しながら、町民一人一人が幸せや生きがいを実感でき、町や地域全体も豊かさを享受できる芸術文化事業の実施と参画機会の提供を図ります。

さらに、地域の歴史を知り未来を考えるための貴重な資料である文化財、「別海のおたから」の保存と活用に取り組むため、歴史を学び、理解を深める機会の拡充を図り、さらなる郷土愛の高揚に努めます。

国の天然記念物に指定された「西別湿原ヤチカンバ群落」を恒久的に保存していくため、西別湿原ヤチカンバ保存活用計画の策定を進めます。

郷土資料館は、町の歴史、文化や自然に関わる資料の収集、整理保管、調査研究を引き続き進めるとともに、「ふるさと講座」、「郷土学習出前講座」や「出前移動展」を積極的に開催し、地域の記憶を次世代に継承していきます。

また、加賀家文書館は、アイヌ政策推進交付金事業を活用し、展示資料の整備と充実を図ります。

5点目は、活力に満ちた地域をつくるスポーツの振興についてです。

地域の特性やスポーツ施設を有効活用し、スポーツ協会等と連携しながら、いつでも誰でも気軽にできるスポーツの普及を図るとともに、全ての町民が生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりができる「町民皆スポーツ」の実現を目指します。

スポーツイベントや町民のニーズに合わせたスポーツ教室を通し、人と地域のつながりを深め、能力・適性・興味などの多様性のあるスポーツ活動を気軽に選べる機会を提供します。

また、少年団等の育成と支援を行うことで、スポーツの振興とスポーツによるまちづくりを進めるとともに、スポーツ関係団体とも連携を図り、スポーツの発展に努めます。

別海町パイロットマラソンについては、令和7年度からスタートやゴール地点と、コースの一部を変更しました。今年度も実施内容を精査しながら、ランナーだけでなく、多くの町民の方も楽しめる大会を目指します。

また、今後もスポーツ交流による人づくり・つながりづくり・まちづくりを促進するため、令和8年10月4日の開催に向け、多くのランナーの参加が得られるよう準備を進めます。

以上が令和8年度に取り組む重点施策であります。

変化の激しいこの社会において、自らの人生を主体的に切り拓いていく力を身に付けることの重要性が、ますます高まっています。

教育行政の執行方針を具現化するためには、地域・家庭・学校・行政が一体となり、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携することが求められています。

教育委員会は、全町民がウェルビーイングを向上させ、「別海を愛する心を持って主体

的に生きるための学び」や「協働してふるさと別海の未来を創るための学び」を充実させるよう、教育行政を推進します。

とりわけ、子供たちは町の未来の創造を担う大切な宝です。全ての子供たちが安心して学び、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備に努めるとともに、学校における学びやスポーツ、文化などを通して、未来を担う人材の育成に取り組みます。

地域や学校、子供たちの声に耳を傾けて教育に携わる全ての皆様と志を一つにし、別海町の未来を担う人づくりに取り組んでいくことをお誓い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

1年間どうぞよろしく願いいたします。

◎日程第8 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第8 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは、概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が29件、承認が1件、同意が1件、報告が3件です。

議案第4号から議案第11号までの8件は、令和8年度各会計予算です。

一般会計では29億8,000万円、特別会計企業会計を合わせた、全会計の総額で40億2,735万円となり、前年度比で10.1%の増となっています。

議案第12号から議案第19号までの8件は、令和7年度各会計補正予算です。

一般会計の補正内容としては、各種事業等の支出見込額精査による減額があるものの、収入の減少等に伴う一部の特別会計及び企業会計への繰出金の増や、国の補正予算に伴い、畜産クラスター事業で大きく増額となることから、7億2,900万円を増額補正するものです。

特別会計では、国民健康保険特別会計での保険給付費の支出見込額精査による減額補正をはじめ、その他の特別会計でも同様に、歳入や支出見込額の精査により減額補正をするものです。

企業会計においても、町立別海病院事業会計、水道事業会計、下水道等事業会計ともに支出見込額の精査による減額補正となっています。

議案第20号別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、令和5年に創設された国の「こども未来戦略方針」において、「こども誰でも通園制度」が制度化されました。

令和8年4月1日からは、この通園に関する給付として、子ども・子育て支援法に基づく、乳幼児のための支援給付が全国の自治体において実施されることとなり、市町村が条例に定めた基準に従い、乳幼児等通園支援を提供しなければならないことから、令和8年度の制度開始に向け、本町の基準を条例で定めようとするものです。

議案第21号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子供や子育て世帯を全世代、全経済主体が支える新しい連帯の仕組みとして、「子ども・子育て支援

金制度」が創設をされました。

この財源については、令和8年4月1日から、全ての医療保険の保険料と合わせて徴収し、拠出することとなっており、国民健康保険税については、従来の算定区分に子ども・子育て支援納付金が新たに賦課区分として新設されることから、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、当該法律の改正に伴い、引用する条項番号が変更になったことから、引用規定を改正しようとするものです。

議案第23号別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年4月から国家公務員等の旅費に関する法律が改正、施行され、国家公務員の赴任に係る費用が実費支給へ見直されています。

本町の赴任に係る転居費用については、現在、定額支給としていますが、近年の転居費用高騰や職員の負担軽減及び人材確保の観点を踏まえ、実用に即した実費支給へ改正しようとするものです。

議案第24号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年度税制改正に起因する介護保険料の影響について、意図せず課税者とみなされた場合の保険料を免除できるよう改正しようとするものです。

議案第25号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第26号別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定については、平成13年の設定以来、据え置いていた本町のごみ処理手数料について、昨今のごみ処理費用の高騰に加え、将来にわたり安定的な処理体制を維持できるよう、ごみ処理手数料の改定を行うもので、併せて、証紙の種類や様式等を整理するため、それぞれ条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定については、物価高騰、経営コスト上昇など、依然として厳しい経営環境にある町内事業者の現状を踏まえて、利子補給期間の特例期間を1年間延長する改正を行うものです。

議案第28号別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、教育費負担の大幅な増加に対応し、経済的理由により、教育機会を断念することのないよう、支援内容の見直しをすることで、教育機会の確保や人材育成を図ることを目的として条例を改正しようとするものです。

議案第29号別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、本町は令和4年4月1日付けで、過疎地域として指定され、財政上の特別措置等を活用しながら、地域の持続的な発展を図るため、本計画を策定いたしました。

現行計画の期間が令和7年度で終了することから、令和8年度以降も引き続き支援措置を活動で活用できるよう、計画の変更を行うものです。

議案第30号工事請負契約の締結については、2月17日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第31号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、総合整備計画策定済みの二つの辺地について、事業費の増額等に対応するため、総合整備計画の変更を行うものです。

議案第32号町道の路線認定については、事業実施に伴い、新たに3路線を認定するものです。

承認第2号専決処分した事件の承認については、本年2月8日に執行された第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙経費について、一般会計補正予算を専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものです。

同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任については、令和8年3月31日をもって委員1名が任期満了となるため、新たな委員の選任をいたしたく、議会の同意を求めるものです。

最後に、報告第4号から報告第6号の3件は、専決処分の報告についてです。

工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告をするものです。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております、議案第21号から同意第1号までの14件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から同意第1号までの14件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第9 承認第2号

○議長（西原 浩君） 日程第9 承認第2号専決処分した事件の承認について（令和7年度別海町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 承認第2号の内容説明をいたします。

議案書の61ページを御覧ください。

専決処分した事件の承認についてです。

本専決処分につきましては、去る2月8日に執行されました、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官の国民審査に係る費用について、地方自治法第179条第1項の規定により、1月23日付けで予算補正を行いましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月23日、別海町長、曾根興三。

内容につきましては、別冊で御説明いたします。

承認第2号別冊。

別海町一般会計補正予算書（補正第8号）の1ページを御覧ください。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ442億1,440万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

16款、道支出金、3項で1,330万円の増、歳入合計で1,330万円の追加です。

次に歳出です。

2款、総務費、4項で1,330万円の増。

歳出合計で1,330万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ442億1,440万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページにお進みください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

16款、道支出金、3項、1目、総務費委託金1,330万円の増は、衆議院議員選挙に係る委託金です。

7ページにお進みください。

次に、3の歳出です。

こちらも、目の欄の補正額で説明いたします。

2款、総務費、4項、3目、衆議院議員選挙費1,330万円の増は、8ページにわたります。2月8日に執行された衆議院議員選挙に係る経費を追加したものです。

なお、本補正に伴いまして予算資料を併せて配付しておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので説明のほうは省略させていただきます。

以上で承認第2号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 承認第2号の内容説明が終わりましたので本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議長（西原 浩君） ここで1時まで休憩いたします。
午前11時40分 休憩

午後12時59分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第12号から日程第17 議案第19号まで

○議長（西原 浩君） 日程第10 議案第12号令和7年度別海町一般会計補正予算（第9号）、日程第11 議案第13号令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第12 議案第14号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）、日程第13 議案第15号令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第14 議案第16号令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第15 議案第17号令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）、日程第16 議案第18号令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）、日程第17 議案第19号令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）の8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第12号令和7年度別海町一般会計補正予算（第9号）の説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） それでは議案第12号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町一般会計補正予算書（補正第9号）の1ページを御覧ください。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ449億3,530万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず歳入です。

1 款、町税、1 項及び3 項と4 項で3,425 万5,000 円の減。

2 款、地方譲与税、1 項と3 項で852 万7,000 円の減。

3 款、利子割交付金、1 項で300 万円の増。

6 款、法人事業税交付金、1 項で300 万円の減。

7 款、地方消費税交付金、1 項で2,300 万円の増。

8 款、環境性能割交付金、1 項で700 万円の減。

11 款、地方交付税、1 項で2,971 万7,000 円の増。

13 款、分担金及び負担金、1 項と2 項で4,168 万6,000 円の減。

14 款、使用料及び手数料、1 項と2 項で833 万8,000 円の減。

15 款、国庫支出金、1 項から3 項で3,677 万円の減。

3 ページにお進みください。

16 款、道支出金、1 項から3 項で11 億6,163 万1,000 円の増。

17 款、財産収入、1 項と2 項で690 万7,000 円の増。

18 款、寄附金、1 項で571 万2,000 円の増。

19 款、繰入金、1 項で1,718 万4,000 円の減。

21 款、諸収入、2 項及び4 項と5 項で700 万7,000 円の減。

22 款、町債、1 項で3 億4,530 万円の減。

歳入合計で7 億2,090 万円の追加です。

4 ページにお進みください。

歳出です。

1 款、議会費、1 項で34 万円の減。

2 款、総務費、1 項から5 項で2 億5,096 万5,000 円の減。

3 款、民生費、1 項と2 項で1,732 万1,000 円の増。

4 款、衛生費、1 項と2 項で393 万6,000 円の増。

5 款、労働費、1 項で18 万8,000 円の減。

6 款、農林水産業費、1 項から4 項で10 億6,615 万7,000 円の増。

7 款、商工費、1 項で3,081 万5,000 円の減。

8 款、土木費、1 項と2 項及び5 ページにわたりまして、4 項と5 項で1,003 万7,000 円の増。

5 ページにお進みください。

9 款、消防費、1 項で294 万2,000 円の減。

10 款、教育費、1 項から3 項及び5 項と6 項で8,437 万6,000 円の減。

11 款、災害復旧費、1 項で6 万3,000 円の減。

12 款、公債費、1 項で686 万2,000 円の減。

歳出合計で7 億2,090 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ449 億3,530 万円とするものです。

6 ページにお進みください。

6 ページ、第2 表、繰越明許費補正で9 件を追加するものです。

いずれも年度内に事業が完了しない見込みのため、翌年度に繰越して実施したいとするものです。

事業ごと、その内容と繰り越す理由について御説明いたします。

まず3款、民生費、1項、社会福祉費、西春別ケアセンター整備事業1,500万円及び4款、衛生費、2項、清掃費、浸出水処理施設維持補修事業762万4,000円、そして、7款、商工費、1項、商工費、交流館ぶらと施設整備事業159万円、この3件は、各施設で実施中の高圧受変電設備改修工事について、改修に必要な変圧器が、国基準の変更に伴って、メーカーが製造を休止しており、当該変圧器の調達が令和8年4月以降となる見込みによるものです。

3款、民生費、2項、児童福祉費、物価高騰対応子育て応援手当支給事業598万9,000円は、児童手当支給対象児童1人当たり2万円を支給する国の事業を、町で実施しておりますが、令和8年3月中の出生時などにつきましては、新年度に入ってから申請が見込まれることによるものです。

6款、農林水産業費、1項、農業費、資源循環施設利活用整備事業489万9,000円は、実施中のピット粉碎ポンプ交換工事について、海外製の当該ポンプの納入遅延により、工期が本年5月頃となる見込みによるものです。

6款、農林水産業費、1項、農業費、畜産クラスター事業は、道東あさひ畜産クラスター協議会及び中春別地域畜産クラスター協議会への補助金で、11億9,686万2,000円。

9款、消防費、1項、消防費、避難所生活環境改善事業は、避難所に必要なスポットクーラー等の備品整備で128万4,000円。

そして10款、教育費、2項、小学校費は、2件で、校舎の照明LED化及びトイレの洋式化改修について、野付小学校整備事業で3,030万円、上西春別小学校整備事業で6,080万円とするものですが、いずれも令和7年度国の補正予算に伴う補助内示を受けたもので、年度内に完了しない見込みによるものです。

7ページにお進みください。

次に第3表、債務負担行為補正で1件の追加と、4件の変更です。

まず、追加ですが、中小企業融資、中小企業振興資金利子補給補助金は、中小企業融資条例に基づく令和7年度借入資金に対する利子補給補助で、期間は令和8年度から令和22年度まで、限度額は1,677万2,000円です。

続いて、変更です。

1件目及び2件目は、草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業で、1件目の西春別地区は、限度額を1億805万4,000円から1億4,078万1,000円に、2件目の中春別地区は、限度額を4,357万円から6,923万7,000円に変更するものです。

いずれも事業費の精査により増額が見込まれることによるもので、期間に変更はありません。

3件目及び4件目は、中小企業振興資金利子補給補助金で、3件目は、令和3年度借入資金に対する利子補給補助について、限度額を1,824万4,000円から1,943万8,000円に、4件目は、令和5年度借入資金に対する利子補給補助について、限度額を1,472万円から1,481万円に変更するものです。

いずれも利子補給の1%上乗せ特例措置を延長したいことにより、増額が見込まれることによるもので、期間に変更はありません。

8ページにお進みください。

8ページは第4表、地方債補正で26件の変更と4件の廃止です。

初めに9ページにわたり、26件の変更についてですが、事業費確定見込みに伴う借入限度額の減額変更などが主な内容となりますので、1件ごとの説明は省略させていただきます。

なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

下段の表、廃止については、4件になります。

1件目、別海第1地区農道整備事業は、北海道が実施する農道整備事業の負担金事業ですが、今年度の事業中止の通知を受けたことにより廃止とするものです。

2件目、酪農工場整備事業は、財政運営計画に基づく将来負担の軽減を目的に、当該交付税措置率の低い地方債に頼らず、ふるさと応援基金繰入金に組み替えることにより廃止とするものです。

3件目、畜産担い手総合整備型再編整備事業及び4件目のスクールバス購入事業は、交付税措置率の高い辺地対策事業債及び過疎対策事業債の借入を予定しておりましたが、全国的な借入需要の増加により、国の貸付枠を超えたために、自治体ごとに借入限度額が設定され、予定する借入れができなくなったことから、この財源をふるさと応援基金繰入金に組み替えることとし、廃止とするものです。

最下段、合計になりますが、補正前の限度額15億6,020万円から3億4,530万円を減額し、補正後の限度額を12億1,490万円とするものです。

続いて11ページから139ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明につきましては全て省略をさせていただきます。

以上で議案第12号一般会計補正予算第9号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第13号令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算第3号の説明を求めます。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第13号の内容について説明いたします。

別冊の令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,470万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,100万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

1款、国民健康保険税、1項で714万9,000円の減。

3款、道支出金、1項で1億2,716万3,000円の減。

4款、財産収入、1項で4万7,000円の増。

5款、繰入金、1項で823万9,000円の増。

7款、諸収入、1項と2項で132万6,000円の増。

歳入合計で1億2,470万円の減額です。

続いて3ページにお進みください。

続いて歳出です。

1款、総務費、1項から4項で、246万4,000円の減。

2款、保険給付費、1項で1億2,633万1,000円の減。

4款、保健事業費、2項で182万1,000円の減。

5款、基金積立金、1項で791万2,000円の増。

6款、諸支出金、1項で199万6,000円の減。

歳出合計で1億2,470万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,100万円とするものです。

次の5ページから17ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第13号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第14号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の説明を求めます。

○老人保健施設事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設事務長（渡辺久利君） 議案第14号の内容について説明いたします。

別冊の令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ650万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,520万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。

1款、介護サービス費、1項で1,782万円の減。

2款、使用料及び手数料、1項と2項で573万円の減。

3款、繰入金、1項で1,710万8,000円の増。

5款、諸収入、1項で5万8,000円の減。

歳入合計で650万円の減額です。

次に歳出です。

1款、介護サービス事業費、1項で650万円の減。

歳出合計で650万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億7,52

0万円とするものです。

3ページから10ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で議案第14号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第15号令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第15号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ880万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,820万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず歳入です。

1款、保険料、1項で345万7,000円の減。

2款、分担金及び負担金、1項で8万円の増。

3款、国庫支出金、1項と2項で511万円の減。

4款、支払基金交付金、1項で1,427万4,000円の減。

5款、道支出金、1項と2項で494万4,000円の減。

6款、財産収入、1項で6万3,000円の増。

7款、繰入金、1項と2項で1,884万2,000円の増。

歳入合計で880万円の減額です。

3ページにお進みください。

次に歳出です。

1款、総務費、1項から3項で99万3,000円の減。

2款、保険給付費、1項で611万9,000円の減。

3款、地域支援事業費、1項から3項で175万1,000円の減。

4款、基金積立金、1項で6万3,000円の増。

歳出合計で880万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,820万円とするものです。

5ページから18ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上で議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第16号令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第16号の内容を説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,580万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

1款、後期高齢者医療保険料、1項で470万3,000円の増。

2款、国庫支出金、本款は新設科目になります。

1項で33万円の増。

3款、繰入金、1項で、601万5,000円の減。

4款、繰越金、1項で58万2,000円の増。

歳入合計で40万円の減額です。

続いて下段、歳出です。

1款、総務費、1項で3万6,000円の減。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項で36万4,000円の減。

歳出合計で40万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,580万円とするものです。

次の3ページから8ページまでの歳入歳出予算補正事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第16号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第17号令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○病院事務課長（椋木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（椋木直人君） 議案第17号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和7年度町立別海病院事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を次のとおり改める。

2項、年間患者数。

1号、入院、251人減で1万8,251人とする。

2号、外来、564人増で6万5,256人とする。

3項、1日平均患者数。

1号、入院、1人減で50人とする。

2号、外来、3人増で271人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款、病院事業収益、1項と2項合わせて、9,393万6,000円を増額し、合計で23億295万8,000円とする。

次に、支出の1款、病院事業費用、1項と2項合わせて1,848万2,000円を減額し、合計で23億9,526万4,000円とする。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,246万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,727万3,000円、当年度分損益勘定留保資金9,973万円、当年度分損益勘定留保資金1,546万円で補填するものとする。

収入の1款、資本的収入は、1項と2項合わせて1,966万9,000円を減額し、1億8,033万5,000円とするものです。

次に支出の1款、資本的支出、1項と2項合わせて、2,234万1,000円を減額し、3億1,279万8,000円とするものです。

2ページにお進みください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費462万円を増額し、10億8,830万5,000円とする。

第6条、他会計からの補助金。

予算第8条に掲げる金額を次のとおり改める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費200万円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費2,974万7,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費606万6,000円。

4号、児童手当に要する経費756万円。

5号、院内保育所に要する経費1,631万8,000円。

6号、医師の派遣を受けることに要する経費6,335万6,000円。

第7条、棚卸資産の購入限度額。

予算第9条に掲げる棚卸資産の購入限度額2億7,840万円を、2億6,000万円に改める。

次に、3ページから7ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略し、8ページにお進みください。

令和7年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

資金増減額の見込みで182万9,000円の増額となり、資金期末残高で1億5,126万2,000円となる予定です。

9ページにお進みください。

令和7年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失が4,375万4,000円となる見込みで、1番下の当年度未処理欠損金が28億2,485万6,000円となる見込みです。

10ページの令和7年度町立別海病院事業予定貸借対照表と11ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で議案第17号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第18号令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） それでは、議案第18号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

1款、水道事業収益、1項から3項で368万5,000円を増額し、11億1,582万8,000円とするものです。

続きまして支出です。

1款、水道事業費用、1項と2項で3,435万1,000円を減額し、9億6,949万7,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億9,754万3,000円は、減債積立金2億2,431万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,004万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,918万9,000円で補填するものとする。

収入です。

1款、資本的収入、1項と2項で1,600万1,000円を減額し、3億2,438万4,000円とするものです。

続いて支出です。

1款、資本的支出、1項で5,249万9,000円を減額し、7億2,192万7,000円とするものです。

2ページにお進み願います。

第4条、企業債。

予算第6条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変更です。

起債の目的。

農業水路等長寿命化事業は、事業の確定に伴う減額によるもので、限度額1,670万円から450万円を減額し、1,220万円とするものです。

次の段の道営農村集落基盤再編整備事業は、事業費の確定に伴う減額によるもので、限度額5,220万円から320万円を減額し、4,900万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前限度額3億1,890万円から770万円を減額し、3億1,120万円とするものです。

3ページから7ページにかけての、補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

続いて8ページにお進みます。

予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

3,010万6,000円の減額となり、最下段の資金期末残高は29億7,455万4,000円となる予定です。

次に9ページにお進みます。

予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億1,213万1,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処分利益剰余金は3億3,644万4,000円となる見込みです。

次の10ページの予定貸借対照表と11ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第18号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第19号令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） それでは、議案第19号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

1款、下水道事業収益、1項と2項で、990万4,000円を増額し、7億1,779

万5,000円とするものです。

支出です。

1款、下水道事業費用、1項と2項で876万4,000円を増額し、6億72万9,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的収入額に対して不足する額1億5,002万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額336万円、過年度分損益勘定留保資金3,139万3,000円、現年度分損益勘定留保資金7,235万1,000円、現年度分利益剰余金4,292万3,000円で補填するものとする。

収入です。

1款、資本的収入、1項と2項で502万2,000円を減額し、2億9,571万2,000円とするものです。

支出です。

1款、資本的支出、1項で1,100万5,000円を減額し、4億4,573万円とするものです。

2ページをお開き願います。

第4条、企業債。

予算第5条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変更です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業は、事業費の確定に伴う減額によるもので、限度額1億1,110万円から140万円を減額し、1億970万円とするものです。

次の段の農業集落排水事業は、事業費の確定に伴う減額によるもので、限度額1,100万円から220万円を減額し、880万円とするものです。

なお起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前限度額1億4,940万円から360万円を減額し、補正後限度額を1億4,580万円とするものです。

3ページから7ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

8ページにお進み願います。

予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

2,361万8,000円の増額となり、最下段の資金期末残高は1億6,307万2,000円となる予定です。

9ページにお進み願います。

予定損益計算書です。

下から3行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億261万4,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処分剰余金は1億3,

069万1,000円となる見込みです。

次の10ページ、予定貸借対照表と、11ページから12ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第12号から議案第19号までの令和7年度別海町各会計補正予算の8件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和7年度別海町各会計補正予算の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第12号から議案第19号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員で構成する予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

この後、予算決算審査特別委員会開催のため、本日散会后、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって本日散会后、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、本日午後14時05分から予算決算審査特別委員会が開催されます。

明日は午前10時から本会議を行いますので御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午後1時45分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員